第二　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項 2　エネルギー供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項 ⑵　国は、石油をめぐる諸情勢を踏まえ、石油精製業者による原油等の有効な利用に係る取組が適切かつ円滑に進むよう、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加に係る基準を定め、着実に運用するとともに、特定残油処理装置の運転面の改善等を促し、コンビナート連携の促進、関連技術の開発の推進等に係る所要の環境整備を進めることとする。	第二　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項 2　エネルギー供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項 ⑵　国は、石油をめぐる諸情勢を踏まえ、石油精製業者による原油等の有効な利用に係る取組が適切かつ円滑に進むよう、残油処理装置の装備率の向上に係る基準を定め、着実に運用するとともに、石油精製業者による残油処理能力の向上のための設備の運転面の改善等を促し、コンビナート連携の促進、関連技術の開発の推進等に係る所要の環境整備を進めることとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第二百四十三号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十九年度以降の五年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準を次のように定めたので告示する。

平成二十九年十月二十七日　　経済産業大臣　世耕　弘成

平成29年度以降の５年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第８項に規定する特定燃料製品供給事業者のうちエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第６条第２号に規定する揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「揮発油等」という。）の製造をして供給する事業を行うもの（以下「石油精製業者」という。）は、国内石油需要の減少、新興国等を中心とした世界的な石油需要の増加、新興国等における生産性の高い製油所の新増設を背景とする国際競争の激化等の石油をめぐる厳しい内外環境の中で、原油等（化石エネルギー原料として利用される原油その他の揮発油等の原料をいう。以下同じ。）の有効な利用の重要性に鑑み、その主たる取組として、抜本的な残油処理能力の向上を図ることが重要である。

そのため、石油精製業者は、次に掲げる要領に従って、特定残油処理装置（別紙１に掲げる特定残油処理装置をいう。以下同じ。）への減圧蒸留残渣油（別紙１に掲げる減圧蒸留残渣油をいう。以下同じ。）の通油量の増加を図るものとする。同時に、設備の運転面の改善や技術開発等にも取り組むものとする。

また、我が国の石油の安定的かつ適切な供給の確保を図る上では、国内における石油精製業者の事業基盤の維持が重要である。このため、石油精製業者は、残油処理能力の向上に加えて、石油コンビナート連携の促進や、揮発油、灯油、軽油、石油化学製品の需要に応じた生産体制の整備など、原油等の有効な利用に資する、競争力強化を目指す事業活動に取り組むものとする。

経済産業大臣は本告示の運用に当たっては、石油化学製品の生産体制強化等、石油精製業者のそれぞれの成長戦略に基づく取組への影響にも留意するものとする。

１．残油処理能力の向上に関する措置

⑴　特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量を増加させることにより、平成33年度において、平成26年度から平成28年度の平均の減圧蒸留残渣油処理率（１日当たりの原油処理量に占める、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量の割合。以下「処理率」という。）を、7.5％程度まで引き上げることを目標とする。このため、石油精製業者は、各石油精製業者又はそのグループ会社ごとに、以下の表の左欄に掲げる平成26年度から平成28年度の平均の処理率に応じて、右欄に掲げる割合分、平成26年度から平成28年度の平均の特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量に比して、平成33年度における特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量を増加させるものとする。

表

平成26年度から平成28年度の平均の処理率	平成33年度における特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量の増加率
7.5％未満	5.0％以上
7.5％以上14.7％未満	3.5％以上
14.7％以上	2.0％以上

備考

①　特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の算定方法

ⅰ）特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量は、別紙１に定める方法により測定し、バレル単位で表したものとする。

ⅱ）１日当たりの原油処理量は、常圧蒸留装置（常圧で原油を蒸留するための石油蒸留設備（コンデンセートスプリッターを含む。）をいう。）への年間通油量を、年間稼働日数で除した値についてバレル単位で表したものとし、１キロリットルを6.29バレルとして換算するものとする。なお、年間稼働日数とは、当該年度の日数から、定期修理、災害、事故又はその他不測の事態により、常圧蒸留装置が停止又は休止していた日数を除いたものをいう。

ⅲ）特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量及び１日当たりの原油処理量には、自ら所有する設備に加え、賃貸借契約等により第三者（グループ会社内の第三者に限る。）から賃借している設備における実績を含めて計算するものとする。

ⅳ）処理率は、百分率で表し、その改善すべき率を求める際の上表右欄の特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の１日当たりの通油量の増加率の基準への当てはめに当たっては小数点第２位を四捨五入して計算する。

ⅴ）グループ会社とは、親子関係にある複数の石油精製業者（株式所有の比率等により、事業者間の取引が実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められる複数の石油精製業者を含む。以下同じ。）又は共通の石油元売会社等と親子関係にある複数の石油精製業者をいう。

ⅵ）自ら又はグループ会社が有する製油所と他の石油精製業者が有する製油所について、事業提携体制を構築し、自ら若しくはグループ会社が有する製油所又は他の石油精製業者が有する製油所のいずれかで特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量を増加させる場合においては、他の石油精製業者との合意の下、当該増加分を他の石油精製業者と任意の割合で分割し、それぞれに計上できるものとする。

ⅶ）上記ⅴ）の基準に基づく自らの子会社であり、他の石油精製業者又は石油元売会社等（以下「別の親会社」という。）の子会社でもある石油精製業者（以下「共同子会社」という。）をグループ会社として取り扱おうとする場合であって、同時に別の親会社も共同子会社をグループ会社として取り扱おうとする場合においては、別の親会社及び共同子会社との合意の下、共同子会社による原油処理量及び特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量を別の親会社と任意の割合で分割し、それぞれに計上できるものとする。